

第2章

明石市こども養育支援ネットワークの誕生



1 3つの基本理念

(1) こどもの立場で

2014年4月1日、明石市こども養育支援ネットワークは、3つの基本理念を掲げて、満を持して産声をあげた。

1つ目にして最も重要な基本理念は、こどもの立場に立つという点である。

母親の立場でもなく、父親の立場でもなく、離婚や別居の際に最も影響を受けるこどもの立場に立って、こどもの目線で、こどもに寄り添って、こどもの成長を応援する—これこそが、明石市こども養育支援ネットワークの根幹である。

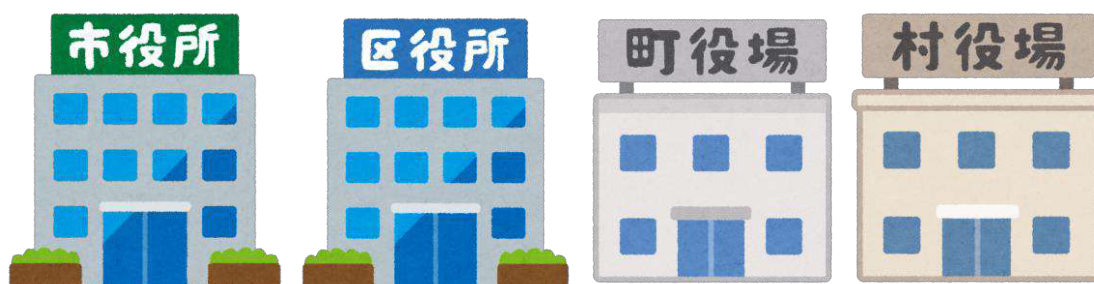


(2) 基礎自治体の責務

2つ目の基本理念は、基礎自治体の責務である。

従来の社会が固執していた「法は家庭に入らず」の考え方は、もはや時代遅れとなっている。近年、家庭内での虐待や暴力が増えて、こどもにとって家庭が必ずしも安住の地ではなくなりつつある。このような状況下において、こどもへの支援は、親や家族だけに任せるのではなく、社会（行政）全体で行う必要性が高まっている。

時代は変わった。今や、行政が家庭に関与して積極的に支援することが求められる時代であり、こどもに最も身近な基礎自治体として、こどもに寄り添って支援することは、市区町村の責務であるといっても過言ではない。



(3) 普遍性

3つ目の基本理念は、普遍性である。

言うまでもないことであるが、こどもの養育支援は、明石市だけにとどまらず、全国どこでも当たり前前に実施されていることが重要である。そのため、明石市で始めた取組は、他の自治体でも実現可能なものにするを特に意識した。

具体的には、こどもや親に何かを強制したり義務付けたりするものではなく、支援策の利用はあくまでこどもや親の任意とすることにした。

また、予算についても、第1章5(12頁)で記したとおり、少ない金額(サンキュー予算)からスタートして、全国どこの自治体でも躊躇わずに取り組めるように配慮した。



2 はじめの三歩

これらの3つの基本理念を掲げて、2014年4月から、3つの取組を始めた。

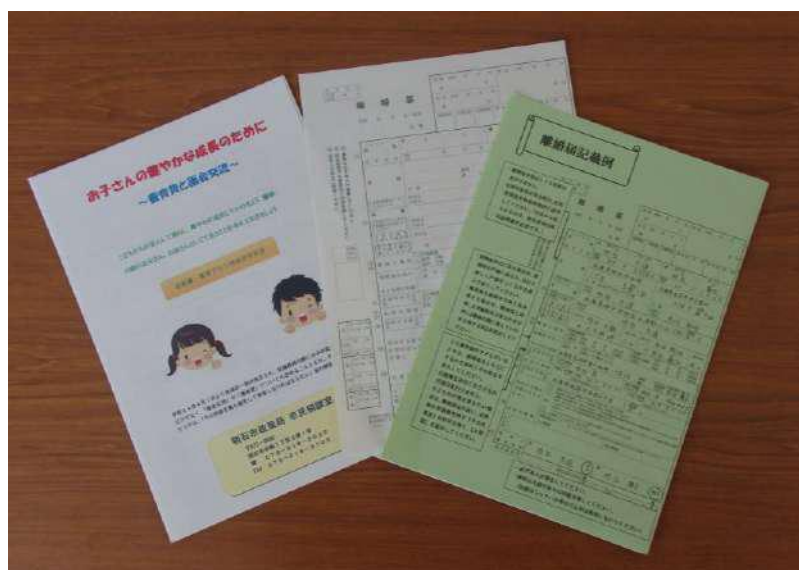
(1) 参考書式の配布

養育費や面会交流についての相談が増えたことを受けて、父母間の話し合いのきっかけや参考資料としてもらうため、「こどもの養育に関する合意書」と「こども養育プラン」の2種類の書式を作成した。

これらの書式を「合意書・養育プラン作成の手引き」に挟み込み、相談時や離婚届の配布時に配布している。

使い方としては、手引きを参考に、プランに父母が各自の希望を記載して、それをもとに合意書を作成することを想定している。

詳細については、第5章2（83頁）を参照されたい。



(2) こども養育専門相談

養育費や面会交流についてゆっくり時間をかけて相談したいとの声を受けて、専門家による総合相談を開始した。

公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）大阪ファミリー相談室の相談員（家庭裁判所調査官経験者など）が、毎月1回（3枠）、養育費や面会交流など、離婚時等におけるこどもの養育に関する相談全般に応じている。

詳細については、第5章3（91頁）を参照されたい。



(3) 関係機関との連携

① 明石市子ども養育支援ネットワーク連絡会議

関係機関と情報を共有して意見を交換し、より良い施策を実現するため、以下のメンバーで定期的に連絡会議を開催して、関係機関との連携を深めている。これまでに11回、会議を開催している。

会議には家庭裁判所が毎回参加しているが、行政が主催する会議に裁判所が出席するのは珍しい。

関係機関の多くは都道府県単位で存在するので、このような連絡会議を開催することは、どの自治体であっても難しいことではない。

【関係機関】

- 日本司法支援センター（法テラス）兵庫地方事務所
- 兵庫県弁護士会（4回目まで）
- 兵庫県社会福祉士会
- 兵庫県臨床心理士会
- 公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）
大阪ファミリー相談室
- 明石公証役場
- 公益財団法人あすのば
（6回目から）



【有識者】

- 片山登志子 氏（弁護士）
- 福市航介 氏（弁護士）
- 二宮周平 氏（立命館大学法学部教授）（2回目から）
- 田中通裕 氏（関西学院大学法学部教授）
（2回目から8回目まで）

【オブザーバー】

- 神戸家庭裁判所

② 法テラス明石市役所内窓口

離婚に関する相談の中には、弁護士に委任することが望ましいケースがある。そこで、相談者を弁護士にスムーズにつなげられるように、法テラスと連携して、明石市役所の市民相談室内に、法テラスの窓口を試行的に開設した。窓口には法テラスの事務職員1名が常駐し、必要に応じて相談者に弁護士を紹介した。

約2年間の開設期間（2014年5月9日～2016年3月30日）における相談件数は合計約1840件、このうち弁護士を紹介した件数は約520件であり、市民の司法アクセスの向上につながった。

広報あかし
http://www.city.akashi.lg.jp/
No.1165
5月15日
平成26年(2014年) 95th ANNIVERSARY AKASHI CITY

明石市役所
〒673-8686
兵庫県明石市中崎1丁目5番1号 TEL912-1111

市政へのご意見・ご要望は…
【市民相談室】TEL918-5050
受付時間/8:55～17:40
【土曜、日曜、休日と年末年始を除く】

休日・夜間の救急医療は…
【消防本部】TEL921-0119 FAX927-0119
【夜間休日応急診療所】TEL937-8499
【休日歯科急病センター】TEL918-5664

市役所内に
法的トラブル解決へ素早くサポート
法テラス窓口 オープン

5月9日、「日本司法支援センター（法テラス）」が市役所本庁舎2階に窓口を開設しました。これまで、市の実施する弁護士による法律相談などで法テラスを紹介することが多くありましたが、法テラスを利用するためにはその都度、神戸や姫路まで行く必要がありました。今回、市民の皆さんに最も身近な市役所内に法テラス窓口が設置されたことで利用しやすくなり、法的トラブルを抱えた人の問題解決に向けて、素早くサポートすることができるようになります。

お問い合わせ／市民相談室（TEL 918-5002）

法テラス明石市役所内窓口 藤井 慶太さん
明石市役所内に法テラス窓口が開設されると聞き、市民の方々のお役に立つべく、参りました。窓口では私がお話を伺います。お気軽にお越しください。

借金・離婚・相続・労働問題・犯罪被害・・・

こんなとき、まずは法テラスへ



明石市役所内窓口

5月9日(金)
オープン

業務内容

- 問題解決までの道案内（情報提供）
お困りごとの内容に応じて「法制度」や「相談窓口」などの情報を提供します。
どなたでも無料で、何度でもご利用いただけます。
- 法律相談のご案内
（条件によって無料でご利用いただけます。）
- 犯罪被害者支援の知識や経験がある弁護士の紹介など

受付日時

毎週火・水・金曜日
午前9時～正午 午後1時～午後5時
※年末年始と休日は除きます

場所

明石市役所本庁舎2階 市民相談室内
（明石市中崎1-5-1）



法テラスと自治体が連携した全国初の窓口です。
情報の提供は無料で何度でもご利用いただけます。

「法テラス」はこんなところ

国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

お問い合わせ内容に応じて、解決に役立つ「法制度」や「相談窓口」などの情報を無料でご案内しています。

経済的に余裕のない方には、無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替えをいたします。

ご利用イメージ

トラブルに
あてしまった

法テラスへ
電話・面談

解決に必要な
情報や窓口の案内

法律相談を
受ける（無料も有）

弁護士等の費用の
お立替え（条件あり）

法的トラブルでお悩みの皆さん まずはお気軽にお電話ください

法テラス明石市役所内窓口 ☎0503383-1104

※平日午前9時～午後5時までのうち、受付日時以外の時間帯は法テラス兵庫に電話が自動で転送されます。

3 半年後の四歩

それから半年後の2014年10月1日、おそろおそろ足を踏み出した最初の三歩が軌道に乗ってきたことから、さらに四歩前に進むことにした。

(1) パンフレット「親の離婚とこどもの気持ち」の配布

① 経緯

序章1(2頁)で記したとおり、親の離婚で心を痛めているこどもの気持ちに気付いていない親が多く見受けられる。そこで、そのような親に対してこどもの気持ちを伝えて、こども目線で考えることの重要性を知ってもらうため、パンフレットを作成して、相談時や離婚届の配布時に、参考書式とともに配布している。

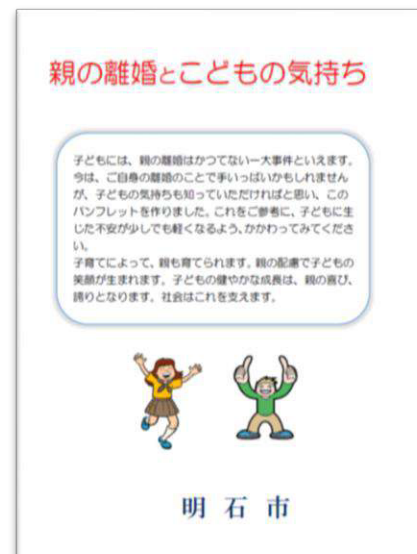
② 内容

こどもに接する際のアドバイス、年代別のこどもの気持ちと対応の仕方及び母子・父子家庭支援策を伝えるとともに、こども養育プランの作成を勧めている。

③ 効果

児童扶養手当の現況届提出者を対象としたアンケート結果によると、このパンフレットを参考にしてしている親が少なからずいることから、一定の効果は上がっている。

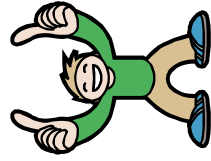
パンフレットは明石市役所内部で印刷しており、予算も紙代程度と僅かであることから、他の自治体でも同じように配布することは極めて容易である。親の離婚で涙の雨を降らせているこどもは全国各地に住んでいる。全国の自治体がこのパンフレットを配布して、こどものために傘を差し出すことを願わずにはられない。



親の離婚と子どもの気持ち

子どもには、親の離婚はかつてない一大事件といえます。今は、ご自身の離婚のことで手いっぱいかもしれませんが、子どもの気持ちも知っていただければと思います、このパンフレットを作りました。これをご参考に、子どもに生じた不安が少しでも軽くなるよう、かかわってみてください。

子育てによって、親も育てられます。親の配慮で子どもの笑顔が生まれます。子どもの健やかな成長は、親の喜び、誇りとなります。社会はこれを支えます。



明石市

チェックしてみよう!

子どもの不安を少しでも取り除くために、次のようなことが大切だと言われています。あなたもできているかどうか、一度、チェックしてみてください。

- 離婚については、子どもの年齢や気持ちに配慮して伝える。
- 子どもに、「離婚はあなたのせいではない」と伝える。
- 子どもの気持ちや言いたいことを、きちんと聞く。
- 子どもの前で、相手のことを悪く言ったりしない。
- 子どもと一緒に過ごす時間をもつ。
- 子どもの成長に関心に向けて。
- 生活のうえでの小さな変更は、あらかじめ子どもにも伝える。

あなたご自身が健康に生活されることが、子どもの安全・安心につながります。

☆ DVなどの場合には、このパンフレット以外に特別な配慮も必要です。配偶者暴力相談支援センター（TEL 918-5186）にお問い合わせください。



アドバイス

すぐにはできないかもしれませんが、子どもの不安を少しでも取り除くために、いくつかのポイントをアドバイスします。

1 夫婦の問題と子どもの養育の問題を、分けて考えてみてください。

子どもの前ではけんかをしないでください。それは夫婦の問題で、子どもにとっては、どちらも他には替えられない存在です。子どもの養育については、できれば「協力的な」離婚にしてみてください。離婚後も、親は子どものための大切な「養育パートナー」です。

2 ご自分たちの現在の状況と離婚について、話をしてみてください。そして子どもへの気持ちをよく聞いてあげてください。

子どもにとっての離婚という視点から、話をしてください。離婚は子どものせいではないことをしっかりと伝え、子どもの気持ちを聞き、子どもが自分の気持ちを表現できる場面を作ってください。離婚後の生活の変化や計画はもちろん、子どもからの質問があれば正面から受け止めて、子どもが安心できるように、話してください。

3 子どもへの愛情を、言葉やスキンシップで示してください。

離婚をしても、お母さんとお父さんは、あなたが必要とするときは、いつでもあなたのそばにいたいこと、これからもあなたを大切に思い、育てていくことを、その都度、くり返し言ってあげてください。

アドバイス

4 子どもと一緒に暮らさないお父さん、お母さんへ。子どもの健全な成長は、父母共通の願いです。そのために養育費を定期的に支払ってください。

生活費の不足から、子どもが十分な食事をとれなかったり、一緒に暮らす親が生活費を稼ぐために、仕事のかげもちや無理な残業をしたりしていることもありまます。それによって、子どもが家でさびしい思いをしたり、経済的な理由で仲間の輪に入りにくかったり、進学をあきらめたり、そういうことがないように配慮をしてください。

5 子どもと一緒に暮らさないお父さん、お母さんへ。一緒に住まなくても、子どもと会って、たくさん話を聞いてあげて、そしてたくさん話をしてください。

子どもには、父母が両方とも必要です。一緒に暮らしてはいなくても、養育費をきちんと支払って、定期的に会ってたくさん話を聞いて、話をしてくれると、子どもは自分が愛されていることを実感できます。



アドバイス

- 6 子どもと一緒に暮らすお父さん、お母さんへ。子どもが一緒に暮らしていない親と気楽に会えるようにしてあげてください。

両親がお互いに協力的であると、子どもも安心して自由に行き来することができます。子どもが親の顔をうかがったり、うそをついたりしなくてすむように、子どもが子どもらしくふるまうことができるように、配慮をしてください。

- 7 わが子は大丈夫という考え方を変えましょう。

子どもがおとなしくて模範的な生活を送っているように見えても、表面に出さないだけで、離婚は子どもにとってもつらいことです。子どもとたくさん話をし、愛情をそそいであげてください。



年代別のこどもの気持ちと対応の仕方

★乳幼児期（0歳～3歳前後） 言葉で表現できなくても、敏感に感じている

子どもは幼いほど、まわりの緊張したふんいきに敏感です。お母さんとお父さんが子どもの前でけんかしたり、急に一方がいなくなったりすると、子どもはこわくなったり、不安になったりします。

お父さん、お母さんは、ご自身のストレスや怒り、気持ちの落ち込みがあれば、それによって子どもの方に気持ちが回らなくなることのないよう、ご自身の情緒の安定をはかる手だてを取ってください。

また、子どもに対しては、スキンシップをたくさんすることで、十分な関心と愛情を示してあげましょう。

★就学前の時期（3歳～6歳前後） 私のせい？……私はこれからどうなるの？

幼児は、親の離婚に対して、自分のせいでお母さんとお父さんが離婚すると考え、罪悪感を持つことがあります。また親の一方がいなくなったから、いま一緒にいる親もいつか自分から離れていくかもしれない、という不安にかられることもあります。

親の一方が突然いなくなるのは、子どもにとって、とてもショックなことです。離婚を決めたときには、子どもの視点に立って話をしてください。たとえば、

お母さんとお父さんは一緒に暮らさないけれど、

あなたのせいではないよ

お母さんもお父さんも、あなたのことが大好きで、大切だよ

子どもがよく理解できるよう、くり返し話をしましょう。また、子どもが感じている怒りや恐れなど、子どもの感情、気持ちを聞いてあげましょう。

年代別のこどもの気持ちと対応の仕方

★小学生の時期 お母さん、お父さんは、また戻ってくるの？

子どもは、親の離婚のことを理解しているものの、もう一度一緒に暮らせないかという強い期待を持っています。父母がもう一度やり直すことについての子どもへの期待に対しては、現実的な可能性をわかりやすく伝えてください。

子どもと一緒に暮らしている親が、もう一方の親を非難したり、否定的な言葉を口にしたりすると、子どもは一緒に暮らしていない親への気持ちを封じ、言わなくなります。

また、子どもと一緒に暮らしている親をなくさめたり、守ろうとするなど、まるで保護者のようにふるまうこともあります。

子どもが安心して「こども」でいられるように、離婚後も、両親は子どもに関心を注ぎ、そして子どもが怒りや不安など感じていることを言葉にすることができるように、手伝ってあげましょう。



年代別のこどもの気持ちと対応の仕方

★中高生の時期 自分も好き勝手にするよ

思春期には、情緒が不安定になることが多くみられます。父母の離婚に対して、反抗したり、ゆううつになったり、孤独を感じたり、時には成績が下がったり、時には登校拒否や家出などをすることもあります。逆に親の代わりをしようとしたり、優等生になったり、家事にも責任を持つなど「背伸び」をする子どももいます。いろいろな子どもの変化をしっかり受け止めましょう。

子どもが親の離婚を経験する中で、自らの複雑な感情に向き合い、親子の間の信頼関係が維持できなくなるように、離婚の事情や離婚後の生活について、子どもが受け止められる範囲で、ていねいに話をしてあげてください。子どもが離婚を非難したり、親を攻撃することがあっても、すぐに反論するのではなく、まず子どもの話を聞いてください。子どもには子どもなりの言い分や考えがあります。それをよい機会ととらえ、事情に応じて、子どもに謝ることも必要かもしれません。

離婚後の生活設計を決めるときには、子どもも参加して一緒に考え、子どもの意見を取り入れるなど、子どもが自分を「離婚の被害者」であると感ずるなど、子どもが自分ないような配慮もしてあげてください。



こども養育プランを作成しましょう

それでは、パンフレット「お子さんの健やかな成長のために～養育費と面会交流～」を見ながら、「こども養育プラン」を立て、可能であれば、「こどもの養育に関する合意書」を作成してみましょう。

合意書は、子どもを幸せにするための、子どもへの最高の贈り物です。お互いに心の底から納得した結論にしましょう。

無理のない内容にしましょう。自然な気持ちで、誠実に実行しましょう。

1 親権者および養育者

お母さんとお父さんのうち、どちらが主に子どもを育てるのがよいでしょうか？

親の気持ちや便宜よりも、子どもの幸せと安定的な生活を優先しましょう。

2 養育費

子どもと一緒に暮らさない親は、養育費をどれくらい、どのような方法で支払えばよいのでしょうか？

①養育費は親のためではなく、子どものためのもです。

養育費は、子どもの生活を支え、心を育てます。養育費を受け取る親に、支払う親の優しさが伝わります。

②養育費の金額および支払方法について、両親が具体的に合意してください。

こども養育プランを作成しましょう

③子どもと一緒に暮らさない親は、合意した養育費を定期的な方法によりきちんと支払うよう努力してください。思うように子どもと会えないからといって、養育費の支払いをやめてしまわないでください。

④子どもと一緒に暮らしている親は、他方が養育費を支払わないからといって、子どもとの面会交流を打ち切らないでください。

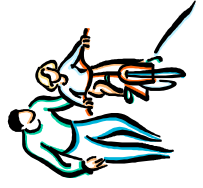
⑤経済的な事情が変化した場合、両親の合意によって養育費の額や支払方法を変更することもできます。お互いに事情を説明し、子どもの幸せを優先した話し合いをしてください。

3 面会交流

子どもと一緒に暮らさない親は、子どもといつ、どこで、どのような形で会えばよいのでしょうか？

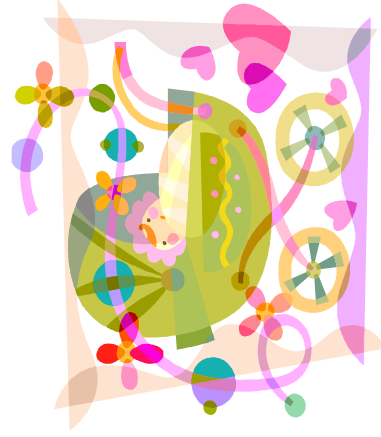
①定期的かつ気楽に会える時間、場所、方法などについて、両親が具体的に合意してください。可能であれば、子どもの意見も聞いてください。市が公共施設を提供することもできます。

②誕生日、祝日、夏休み、冬休み、お正月やクリスマスなど、どのようなに過ごすのか、参観日や運動会に参加できるのかなど、子どもと一緒に、こどもが楽しくなるような計画を具体的に立ててみてください。



母子・父子家庭支援

母子家庭・父子家庭のみなさんを、社会的に支えるしくみがあります。
ここでは、関連する福祉制度など、主な支援策のあらましについてご紹介します。詳細については、それぞれの関連部署にお問い合わせください。



医療費の助成

- ◆母子家庭等医療費の助成
母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童、および両親のいない児童などを対象に、保険診療に係る医療費の自己負担金の一部を助成する制度です。(所得制限があります。)
【問い合わせ】児童福祉課 (電話/078-918-5027)
- ◆こども医療費の助成
中学3年生まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の子どもを対象に、保険診療に係る医療費の一部負担金を助成する制度です。
所得制限はありません。
【問い合わせ】児童福祉課 (電話/078-918-5027)

手当

- ◆児童扶養手当
父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。支給期間は、対象児童が18歳になった後の最初の3月(中年度以上の障害がある場合は20歳到達)までです。(所得制限があります。)
【問い合わせ】児童福祉課 (電話/078-918-5027)
- ◆児童手当
中学3年生まで(15歳到達後の最初の3月31日まで)の子どもを養育している方に支給されます。
【問い合わせ】児童福祉課 (電話/078-918-5027)

◆就学援助

経済的な理由によって就学させることが困難な保護者に、学用品費や給食費などの経費の一部を援助する制度です。

【問い合わせ】教育委員会事務局 学事給食課
(電話/078-918-5056)

し こ と

◆高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭のお母さん等の自立に向けた、就業に有利な資格取得の促進を目的としています。資格を取得するために専門学校などで修業する場合について、生活費の負担の軽減を図るため、給付金を支給する制度です。

【問い合わせ】児童福祉課 (電話/078-918-5027)

◆母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭のお母さん等の就業を支援するため、主体的な能力開発の取り組みを支援する事業です。指定している講座を受講した場合、受講料の一部を助成します。

【問い合わせ】児童福祉課 (電話/078-918-5027)

◆就労相談

母子家庭のお母さん等の就職や自立に向けた支援を行うために、就労支援員を配置し、就労の相談にに応じています。就労を希望する母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんと面談を行い、その方の状況やニーズに応じてハローワークなどの関係機関と連絡調整を取りながら、自立に向けた就労支援計画の策定や情報提供などを行います。

【問い合わせ】児童福祉課(電話/078-918-5027)



相 談

◆母子・父子相談

ひとり親家庭に関する生活相談

・相談日時/月～金曜日 午前9時～午後5時
(年末年始、祝日を除く)

・相談場所/児童福祉課

【問い合わせ】児童福祉課 (電話/078-918-5182)

◆あかし子育て相談ダイヤル/あかしこども相談ダイヤル

子育てに関する相談全般

こども自身の悩みごとや困りごとに関する相談

・相談日時/24時間365日対応

※聴覚や言語に障害があり、電話による相談が難しい方は
メールまたはFAXもご利用いただけます。

・連絡先/ 電話/078-926-2525

メール/soudan24@akashi-kosodate.jp

FAX/078-926-2424

◆こども養育専門相談 (FPIC 職員)

・相談内容/離婚や別居に伴う子どもをめぐる相談 (養育費や面会交流)

・相談日時/毎月第4木曜日午後1時～4時

(年末年始、祝日を除く)

・相談時間/1人(組)60分

・申し込み/事前予約が必要(先着順)

毎月1日(閉庁日の場合は翌開庁日)午前8時55分から、その月の相談について市民相談室で電話予約受付

【問い合わせ】市民相談室 (電話/078-918-5002)

◆法律相談（弁護士）

- 相談内容／法律問題全般
- 相談日時／毎週火曜日・金曜日午後 1 時～4 時
（年末年始、祝日を除く）
- 相談時間／1 人（組）20 分
- 対象／市内在住・在勤の人
- 申し込み／当日の午前 8 時 55 分から市民相談室で電話予約
受付

【問い合わせ】市民相談室（電話/078 - 918 - 5002）

◆出張法律相談（弁護士）

- 相談内容／法律問題全般
- 相談日時／大久保市民センター（毎月第 2 月曜日）、
魚住市民センター（毎月第 3 月曜日）、
二見市民センター（毎月第 4 月曜日）
（年末年始、祝日を除く）

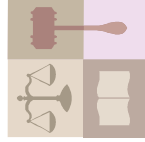
- 相談時間／1 人（組）30 分

- 対象／市内在住・在勤の人
- 申し込み／事前予約が必要。毎月 1 日（開庁日の場合は
翌開庁日）午前 8 時 55 分からその月の相談
について市民相談室で電話受付

【問い合わせ】市民相談室（電話/078 - 918 - 5002）

※そのほか市では、幅広い分野で相談窓口を設けて相談に
応じています。気軽にご相談ください。

【問い合わせ】市民相談室
（電話/078 - 918 - 5002）



- ☑こどもの幸せを最優先して計画を立てましたか？
- ☑父母間でよく話し合っ
て計画を立てましたか？

どうしていいのかわからない、こどもの状況がわからないなどご質問があれば、いつでも明石市市民相談室にお問い合せください。法律相談、こども養育専門相談など事情に応じた相談が可能です。

明石市政策局 市民相談室

〒673-8686
明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号
電話 078-918-5002
FAX 078-918-5102

(2) こどもと親の交流ノート（養育手帳）

離婚や別居後の父母がこどもの情報（病気や学校生活など）を共有できていないことでトラブルが生じているという現状を受けて、こどもの情報を共有できるようにするためのノートを作成し、市民相談室などで希望者に配布している。

使い方としては、父母それぞれがこどもの情報を書き込んで、こどもを通じて相手に渡すことを想定している。

詳細については、第3章2（49頁）を参照されたい。



(3) 親子交流サポート事業

面会交流の実施場所に悩んでいるので公共施設を開放してほしい旨の要望を受けて、こどもが安心して安全に親との交流を深めることができるための場所を提供している。

具体的には、日本最古のプラネタリウムがある市立天文科学館を開放し、プラネタリウムのファミリーシートやイベントの優先予約及び親の入館料の無料化（高校生以下のこどもは全員無料）を行っている。

2015年6月には、親子交流を啓発するため、父の日キャンペーンを実施した。

詳細については、第3章3（52頁）を参照されたい。

The flyer is titled '広報あかし' (Hiroshima Times) No. 1190, dated June 1st. It features a large blue and purple background with a starry sky theme. The main headline is 'お父さんと一緒に 星空散歩に出かけよう!' (With Dad, Let's Go Stargazing!). Below this, it says '親子交流サポート事業' (Parent-Child Communication Support Project) and '無料開放' (Free Admission). The flyer also mentions a 'Father's Day' (父の日) campaign and a 'Stargazing Walk' (星空散歩) event. There are several small images and icons throughout, including a clock, a star, and a family. The text is in Japanese and provides details about the events and the museum's location.

(4) 無戸籍者のための相談窓口

① 経緯

2014年7月に法務省が実態調査を開始したことを受けて、明石市内における無戸籍者を調査したところ、当時少なくとも4名の無戸籍児がいたことが判明した。

そこで、親の離婚等が原因で戸籍がない子どもを支援するため、市民相談室に「無戸籍者のための相談窓口」を開設した。

② 内容

保健師による妊婦全数面接を実施して、胎児の段階から無戸籍児の早期把握に努めるとともに、無戸籍者総合支援コーディネーターを配置して、各種の行政サービスのコーディネート、教育支援、生活支援などの総合的支援を実施している。また、「戸籍がない方のためのサポートパンフレット」を配布して、戸籍がなくても受けられる行政サービスや戸籍を作るための裁判手続を案内している。

2021年1月からは、「無戸籍24時間相談ダイヤル」を開設して、民間支援団体（民法772条による無戸籍児家族の会）と連携して24時間相談に応じるほか、戸籍を作るための裁判所手続費用の補助も始めている。

③ 効果

これまでの相談件数は合計22件で、このうち9名は戸籍を取得した。現在も無戸籍状態で支援を継続している方は4名おり、これらの方々に対しては、引き続き寄り添った支援を行っているところである。

無戸籍者のための相談窓口 のご案内

例えば、こんなお悩みはありませんか？

・離婚調停を考えています。妊娠中なのですが、子どもが無戸籍にならないか不安です…

・無戸籍の問題について弁護士に相談したいのですが。

・まだ子どもの出生届が提出できていませんが、保育所に入所させることはできますか？

・前の夫の戸籍に入ってしまうと聞き、子どもの出生届が提出できていません。どうすればよいですか？

まずは
ご相談ください

明石市役所 無戸籍者のための相談窓口

078-918-5002

所在地 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所本庁舎2階 市民相談室

開設時間 毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

・無戸籍問題についてのパンフレットもご用意しています。まずは窓口までご相談ください。

戸籍がない方も、多くの行政サービスを受けられます

健康保険証・予防接種・保育所入所…など、戸籍がなくても社会生活を送るうえで必要な多くの行政サービスは受けることができます。

戸籍を作る手続も、一緒に進めていきましょう

戸籍を作るための手続には、色々な方法があります。お一人で抱え込むことなく、まずはご相談ください。

なぜ、無戸籍になるの？

離婚調停や訴訟が長びいたり、DVなどにより離婚手続もままならなかったりして、婚姻中や離婚後300日を経過する前に子どもを出産したような場合、実際の父親でなく、(前)夫の子どもとして戸籍が作られます。

そして、これを避けるため、出生届の提出ができず、結果として子どもに戸籍ができないという状況が起こります。

[子どもが無戸籍となる場合の一例]



夫の暴力から逃れ別居。話し合いができず、離婚裁判が始まる。

長かった離婚裁判が終わる。そのとき、お腹には新しいパートナーとの子どもが。

お腹の子どもを父親と結婚し、無事に出産。新しい人生が始まるはずだったが…

離婚成立から300日以内の出産だったので、届け出をすると前夫の子どもに…

こどもの出生届が提出できていない方
自分に戸籍がなくて悩んでいる方

無戸籍24時間 相談ダイヤル

TEL 918-6059

月～金曜日 9:00～17:00
(祝日を除く)

FAX 918-5102

上記時間外及び休日は
民法 772 条による無戸籍児家族の会
(**TEL** 090-8048-8235)



戸籍を作るための
裁判所への申立費用も補助します

一人で悩まず相談してください

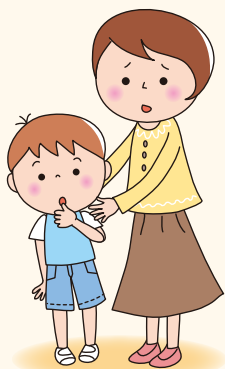
これまでに、
9人の方が戸籍を作られました。

戸籍がない方も、
多くの行政サービスを受けられます。

戸籍を作る手続きも、
一緒に進めていきましょう。

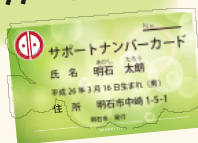


運転免許証や
パスポートを作れない…



この子の将来を考えて…

ほかにも…
サポートナンバー
カードの交付



行政サービスの
コーディネーター

4 こどもと親の心のケア

離婚や別居は、こどもにとっても親にとっても、精神的な負担が大きいと言われている。その負担が限界を超えると、こどもの非行や親による虐待を招くおそれがあり、親子のどちらにとっても不幸なことになる。

そこで、明石市では、早い段階から、こどもと親の心のケアに取り組んできた。

(1) こどもふれあいキャンプ

① 日時

2015年8月7日（金）～9日（日）（2泊3日）

② 場所

明石市立少年自然の家

③ 参加者

親が離婚等している小学4～6年生の男女10名

④ 企画運営

NPO法人 Wink（責任者：光本歩氏）

⑤ 内容

- i 親の離婚を経験したスタッフによる個別カウンセリング
- ii 離婚家庭で育つこどもが抱きがちな悩みに対する回答をグループで考えるグループワーク
- iii 野外バーベキュー等の一般的なイベント

⑥ 参加者の声

「カウンセリングありがとう。気持ちが楽になった。」

「お父さんのことを色々しゃべれて少しスッキリした。」

<こどもを参加させた親の声>

「こどもが見たこともないような笑顔で駆け寄ってきた。」

「キャンプに参加させてよかった。」



対象 小学4年生～中学3年生

1ヶ月で行ける!

参加費無料

¥0

こどもふれあい

みんなで学ぼう 元気なこころ



8月7日(金)～9日(日)

キャンプ

場所

市立少年自然の家
(大久保町江井島 567)

定員

20人程度



お兄さん・お姉さんと
話そう 親のリコン

みんなはどう思っているの?



みんなでワイワイ
カレー作り!

うまくできるかな!? 楽しみ!



野外バーベキュー

みんなで食べるのいいね!

対象

市内在住・在学の小学4年生から中学3年生
(親が離婚・再婚・別居している
こどもに限定)



©2015 ANNA 登録商標 And Tm

場所/市民会館大ホール

8/8 (土)

14:00～

「さかなクンの
ギョギョッとびっくり!
たこさんのお話」

を観覧!

詳しくは裏面をご覧ください

NPO 法人 Wink 主催のキャンプに以前参加した

こどもたちの声

- ★ めちゃめちゃ楽しかった!! メンタルセミナーを聞いて自分の考え方をもっとポジティブに考えようと思った(中1)
- ★ 楽しかったし、自分を見つめなおせた(中3)
- ★ すごく自分のためにもなったし、色々学べた気がする。みんなともいろんな話ができてよかった(中1)

●申込者多数の場合は抽選。7月下旬ころ参加の可否を連絡します。●後日、実施団体より詳しい案内を送付します。

主催: 明石市

企画運営: NPO法人Wink

明石市の取り組み

明石市では親の離婚や別居に伴う「こどもの養育」を支援する事業を行っており、その一環として「こどもふれあいキャンプ」を開催します。

親の離婚はこどもに大きな影響を与えることがあり、こどもは不安な気持ちを抱え込んでしまふことが少なくありません。

このキャンプの目的は、親の離婚を経験して成長したスタッフや仲間と共同生活を送ることで、日常の不安や悩みを改善することにあります。

こどもが自分の気持ちや家族の問題と向き合い、乗り越えていくためのきっかけになれば幸いです。

キャンプの内容

- ◎スタッフやこどもたちで対話する機会を設け、家庭のことや将来のことを話し合います。離婚家庭のこどもの当事者として成長したスタッフがこどもの気持ちに寄り添います。
- ◎心の健康について学びます。夢を叶えるための強い心を養ったり、嫌な思い出をプラスに変えたりする方法を身につけます。
- ◎カレー作りなどの調理を体験します。日常生活に役立つのはもちろん、自立心を養うことにもつながります。
- ◎テレビで大活躍のさかなクンの講演会にご招待します。さかなクンご本人から魚や明石にまつわる楽しい話が聞け、貴重な体験になります。



こどもふれあいキャンプ 8/7(金)～9(日)・2泊3日

離婚家庭のこどもを対象としたキャンプを開催した実績のある民間団体に実施を委託します。

スタッフは親の離婚などを経験したお兄さんお姉さん世代です。世代も近く、親近感を感じてもらえることでしょうか。キャンプに参加したこどもからは「楽しかったし、自分をみつめなおせた。」などの声が寄せられています。

参加費は無料です。ぜひ、楽しくて、一回り成長できる「こどもふれあいキャンプ」にご参加ください！

対象	市内在住・在学の小学4年生から中学3年生（親が離婚・再婚・別居しているこどもに限定）
定員	20人程度
参加費	無料
申込期間	6/10(水)～7/17(金) 下記の参加申込書（FAX・メール）または電話

申し込み先 ▶ 明石市市民相談室

電話：918-5002

FAX：918-5102

メール：soudan@city.akashi.lg.jp

「こどもふれあいキャンプ」参加申込書

		申込日	平成27年	月	日
こどもの名前	(ふりがな)	生年月日	平成	年	月 日 (歳)
	(男・女)	学校名・学年	小学校・中学校 年		
保護者の名前	(ふりがな)	(保護者の方に連絡のつきやすい時間帯をお書きください)			
	(父・母)				
住所	〒 —				
電話	自宅 ()	—			
	保護者携帯	—			
親が 離婚・再婚・別居 (年 ヶ月前から)					
こどもふれあいキャンプを知ったのは 広報あかし・市のホームページ ポスター(場所)・チラシ(場所) その他()					

※申込後、当キャンプを実施するNPO法人Winkのスタッフからお電話をさせていただきます（お子さんの健康状態やご家庭の様子などの聞き取りのため）。 ※申込締切後、参加の可否を決定し、7月下旬にご連絡いたします。申込多数の場合は、抽選といたします。

(2) 離婚前講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」

① 日時

2015年1月25日(日)

② 場所

明石市生涯学習センター

③ 参加者

未成年のこどもがいて離婚を考えている又は既に離婚した父母21名

④ 企画運営

FAIT-Japan 研究会

協力：小田切紀子氏(東京国際大学教授)

福丸由佳氏(白梅学園大学教授)

⑤ 内容

こどもの気持ちを考えるワークショップ(FAITプログラム)を実施して、離婚や別居時にこどもが心配しやすいことやそれに対する対応の仕方を学ぶ

⑥ 参加者の声

「男女、環境、境遇、さまざまな方の意見、感じる事が聞けてよかった。」

「こどもの感じる事が知れてよかった。配慮してあげるべきだと強く感じた。」

⑦ 効果

多くの親が離婚前講座に参加したことを肯定的に捉えているが、参加後の感想は十人十色であった。

たとえば、既に離婚をしている親の体験談を聞くことによって、離婚後の生活や親子関係を思い描きやすくなり、こどもに配慮できるようになったと感じた親がいた。一方で、離婚前講座に参加した結果、離婚しない方がこどものためになると感じた親もいた。

いずれにせよ、離婚や別居の際に自分自身のことで頭がいっぱいになっている親が、離婚前講座に参加することで、こどもの気持ちに気付くことができたのは大きな成果である。

⑧ 提言

言うまでもないことであるが、家族の形は家族の数だけあり、どれが正解というものでもない。このような多様な家族の在り方を前提として、こどもの最善の利益を実現するためには、離婚を考えているすべての親に対して離婚前講座（親ガイダンス・親教育）を受講させ、離婚時におけるこどもの気持ちや養育費等について取り決める意義を伝えることが重要である。

最近では、FAITプログラムが、オンラインによるワークショップを実施しており、全国どこからでもアクセスできるようになっていると聞く。

全国すべてのこども達が親の離婚で辛い思いをしないようにするためにも、国において全国で離婚前講座を実施できる体制を整えるべきである。

講座

離婚後の子育てと こどもの気持ち

これからの子育てが不安…

これからも
パパやママに会えるの？

平成 27 年

日時

1月25日(日)

参加費無料

※一時保育あり

13:00 ~ 16:50 (17:00 から個別相談会)

場所

生涯学習センター
学習室 3 (アスパア明石北館 8 階)

「これからどんなことが大変になるんだろう?」「行政はどんな支援をしてくれるの?」家族問題の専門家や市担当者がそんな疑問にお答えします。また、臨床心理士や弁護士などによる個別相談も実施。あなたの悩みやお困りごとをお聞きます。

対象

未成年の子どもがいて、離婚を考えている
(離婚をした) 父・母



第 1 部

子育て説明会

離婚後の行政サービスについて

時間 / 13:00 ~ 13:50

場所 / 生涯学習センター 学習室 3
(アスパア明石北館 8 階)

内容 / ◆ 養育費と面会交流

離婚にあたって考えておくべきこと

◆ こどもを支える行政サービス

- ・ 各種手当、給付金など
- ・ 幅広い相談窓口



第 2 部

こどもの気持ちを考える ワークショップ

FAIT プログラムで一緒に考えよう

時間 / 14:00 ~ 16:50

場所 / あかし男女共同参画センター 会議室 2 及び 3
(アスパア明石北館 7 階)

内容 / 離婚時に子どもが心配しやすいことや、それへの対応の仕方を学びます。家族や子どもの専門家のもとグループ形式で行います。DVD を見たり話し合いを通して、こどもの気持ちに寄り添った離婚後の家族の形を考えます。



第 3 部

個別相談会

専門職が悩みをお伺いします

時間 / 17:00 ~

内容 / 臨床心理士や弁護士などが個別に相談に応じます

第 1・2 部参加者で
希望者のみ

お問い合わせ・申し込み

電話かファクシミリ、メールに参加者の住所、氏名、年齢、電話番号、個別相談の希望の有無を記入し、1月9日(金)までにお申し込みください。

【定員】20名程度(応募多数時は、選考となります。)

※一時保育あり(事前申し込み要)

明石市 政策部 市民相談室

電話 078-918-5002

FAX 078-918-5102

E-mail soudan@city.akashi.lg.jp

相談内容や個人情報のプライバシーは厳守しますので安心してご参加ください。



明石市では、こども養育専門相談や面会交流サポート事業など、離婚後の子育てを応援しています。



こども養育専門相談

離婚前・離婚後の子育てに関する相談など、専門の相談員による「こども養育専門相談」を行います。
 [相談日時] 毎月第4木曜日 13時00分～16時00分
 [相談場所] 市民相談室 (電話 /078-918-5002)
 [相談員] 公益社団法人家庭問題情報センター (FPIC) 大阪ファミリー相談室の相談員
 [定員] 1日3組 ※要予約
 [申し込み] 毎月1日 (閉庁日の場合は翌開庁日)
 午前8時55分からその月の相談について電話にて予約受付 (同一案件についての相談は、原則1回限り)



親子交流サポート事業

離れて暮らす親子間の交流を深めるための場所として、天文科学館の入館料を無料でご利用いただけます。

プラネタリウムのファミリーシートやイベントの優先予約も受け付けます。
 詳細は、市民相談室 (918-5002) へお問い合わせください。
 ※要申し込み

<http://www.city.akashi.lg.jp/>

明石市 こども養育支援

検索

明石市ホームページで公開しています

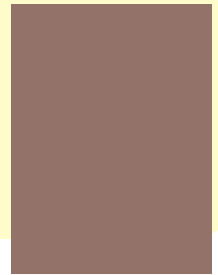


こどもと親の交流ノート (養育手帳) の配布

離婚・別居後の子どもの情報を、父母間で共有するための連絡ノートです。

子どものふだんの生活や最近の様子、面会交流時の様子などが書き込めるようになっていきます。子どもの情報が共有できれば、親子ともに安心して面会交流に臨めます。

市民相談室にて希望者に配布します。



▲養育手帳



パンフレット等の配布

「親の離婚とこどもの気持ち」パンフレットの配布

親の離婚時にもなう子どもの気持ちを、年齢別にわかりやすく説明するパンフレットです。子どもの気持ちに配慮するためのアドバイス、母子・父子家庭支援策なども記載しています。離婚届用紙とともに配布します。

養育合意書・養育プラン

養育費や面会交流など父母間で取り決める約束事を記入するなど、今後の子どもの養育に関する話し合いの参考としてご利用ください。

申し込み先



明石市 市民相談室

FAX: 078-918-5102

「離婚後の子育てとこどもの気持ち」参加申込書

名前		性別	男・女
住所	〒 ー		
電話番号			
一時保育	希望なし ・ あり (子どもの年齢 歳)	※1歳半～就学前の一時保育を行います	
第3部 個別相談	希望しない ・ 希望する	希望者は○をつけてください ・法律相談 ・心の悩み相談 ・行政サービスに関する相談 ・その他 ()	
下記の項目は、第2部のグループ分けの参考にさせていただきます			
①現在の状況について○をつけてください		②お子さんについて教えてください	
離婚前	離婚後	・同居の子ども 無・有 (① 歳 男・女 / ② 歳 男・女)	
↳ (同居中・別居中)	↳ (年 月離婚)	・別居の子ども 無・有 (① 歳 男・女 / ② 歳 男・女)	

※いただいた個人情報は、本講座に関わる目的にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。

(3) 離婚後の子育てガイダンス

① 経緯

児童扶養手当の現況届提出時期である8月は、母子・父子家庭のこどもや親と顔を合わせることができることから、2016年8月から毎年、認定特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ（理事長:赤石千衣子氏）に委託して、ひとり親家庭総合相談会を開催している。数ある相談メニューの一つとして、離婚後の子育てガイダンスを行っている。

② 内容

山口恵美子氏（明石市親子交流支援アドバイザー）が、主に初回の児童扶養手当現況届提出者を対象に、離婚・別居時におけるこどもの気持ちや親の心のケアについてガイダンスを行い、個別の相談にも応じている。

③ 参加者の声

「こんなことは相談できるのかなあ…と思って後回しになっていた問題（こどもの発達と面会交流など）について話を聞くことができて、とてもほっとしました。」

アンケートに答えて
図書カードをもらおう！

この夏は 相談に行こう！

相談メニューいっぱい！

ひとり親家庭
総合相談会

児童扶養手当の現況届を提出する8月を「ひとり親家庭総合支援月間」として、気軽に受けていただける専門相談を開催します。ぜひ、ご利用ください。

相談メニュー①～⑤は毎日実施しています！

総合相談会

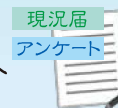
開催日／平成 28 年 8 月 8 日（月）～ 17 日（水）
午前 10 時～正午、午後 1 時～ 4 時
会場／明石市役所 南会議室棟 1 階
103 会議室 受付順

当日の流れ

①児童扶養手当の現況届を
児童福祉課へ提出



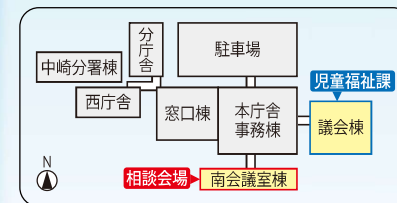
②アンケートを
相談会場受付へ



現況届と
アンケートは
事前に書いて
きてください

③各種相談コーナーを
ぜひご利用ください

アンケートを提出して
いただくと 500 円分の
図書カードをお子様の
人数分プレゼント



8月

相談日カレンダー

AUGUST 2016

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	1	2	3 養	4	5	6 休
7 休	8 生子 ▲健 ●離	9 生子 ▲健 ●離	10 生子 ▲健 ●法	11 休 山の日	12 生子 ▲健 ●離	13 休
14 休	15 生子 ▲健 ●養	16 生子 ▲健 ●法	17 生子 ▲健 ●離	18	19	20 休
21 休	22	23	24	25 養	26	27 休
28 休	29	30	31			

この期間が
おトクです！

相談メニュー①～⑤は
8日～17日の平日は
毎日開催しています！



私たちがお応えします！
皆様のお越しをお待ちしています

いっしょに行こうね

相談メニュー①

生活相談

NPO 法人しんぐるまざあす・ふぉーらむのメンバーが生活全般の相談をお聴きします。

相談メニュー②

子育て相談

家庭児童相談員が子育ての悩みや心配ごとについてお聴きします。

相談メニュー③

ハローワーク 就労相談

ハローワーク明石による出張相談を行います。

詳しくは裏面を
ご覧ください

相談メニュー④

健康相談

保健師が子どもから大人までの健康に関する相談をお聴きします。

相談メニュー⑤

離婚後の子育てガイドンス

離婚後の子育てに役立つ情報や、面会交流の支援事業などをお話します。

開催時間／①9:30～ ②10:15～ ③11:00～
④11:45～ ⑤12:30～ ⑥13:15～
⑦14:00～ ⑧14:45～ ⑨15:30～
⑩16:15～ ⑪17:00～
※1回 15分程度です

問い合わせ／市民相談室（電話 918 - 5002）

法

詳しくは裏面を
ご覧ください

弁護士による法律相談

市弁護士職員による法律相談を実施します。
日時／8月10日午後1時～3時、
8月16日午前10時～正午
場所／市役所本庁舎2階 市民相談室
予約・問い合わせ／市民相談室
（電話 918 - 5002）

要予約

養

詳しくは裏面を
ご覧ください

こども養育専門相談

離婚や別居に伴うこどもをめぐる相談に応じます。

相談日／8月3日、15日、25日、
9月15日、29日

時間／午後1時～4時

1人（組）あたり1時間、1日3人（組）

受付方法／毎月1日午前8時55分から

その月の相談予約を電話にて受け付け

予約・問い合わせ／市民相談室

（電話 918 - 5002）

要予約

お問い合わせ

明石市子ども未来部
児童福祉課

電話 918-5027

FAX 918-5650

✉ jidouka@city.akashi.lg.jp

専門相談のご案内

その他のメニューは
表面をご覧ください



どの相談会に行っても
いいかわからないわ...

住まい、相続、お金の悩みがある方は → 弁護士による 法律相談会へ

明石市では、市民の皆様の困り事や悩み事を解決するお手伝いをしています。相談はすべて無料です。一人で悩まず、まずはお気軽にご相談を。明石市で働く弁護士資格を持つ職員がお応えします。

住まいの悩み

- ◆ 大家から来月の中に出て行けと言われました...
- ◆ 敷金を返してくれません



相続の悩み

- ◆ 相続のごことで親族とめています

お金の悩み

- ◆ 借金の取り立てが厳しくて困っています...

日時 / 8月10日(水) 午後1時~3時
8月16日(火) 午前10時~正午
(1人1回30分程度)

要予約

場所・問い合わせ / 明石市役所 本庁舎2階 市民相談室
(電話078-918-5002)

※事前にご予約ください。
当日の申し込みも可能ですが、ご予約のある方を優先します。

離婚や別居による子どもの悩みがある方は → 子ども養育専門相談へ

なかなか聞けない「子ども」の養育に関する相談について家庭問題の専門家が1時間じっくりお話しをお聞きします。

養育の悩み

- ◆ 「養育費」を支払ってほしい...
- ◆ 離婚した元夫・元妻に子どもを会わせたい...



相談日 / 8月3日(水)、15日(月)、25日(木)
9月15日(木)、29日(木)
いずれも午後1時~4時 (1人(組)あたり1時間)

要予約

場所 / 明石市役所 本庁舎2階 市民相談室

相談員 / 公益社団法人家庭問題情報センター (FPIC)
大阪ファミリー相談室の相談員 (元家庭裁判所調査官など)

受付方法 / 毎月1日(閉庁日の場合は翌開庁日) 午前8時55分から
その月の相談について電話にて予約受け付け
(電話078-918-5002)
※事前にご予約ください。当日の申し込みも可能ですが、ご予約のある方を優先します。

仕事をお探しの方は → ハローワーク就労相談へ

ハローワーク明石の臨時相談窓口を市役所に設置します。普段は忙しくてハローワークに行くことができない方、ぜひ、この機会に仕事の相談にご利用ください。

仕事探しの相談

- ◆ 仕事を探しているが見つからない。
- ◆ 今の仕事より、条件のよい仕事を見つけたい...

出張ハローワーク！
ひとり親全力サポートキャンペーン

日時 / 8月8日(月)~17日(水)
午前10時~正午、午後1時~4時
(1人1回20分程度)

場所 / 明石市役所 南会議室棟1階103会議室

ハローワーク明石からのお知らせ

ハローワーク明石
マザーズコーナー



子ども連れでも安心して仕事探しができるよう、マザーズコーナーを設置しました。相談中キッズスペースをご利用いただけます。

お問い合わせ / ハローワーク明石
(大明石町2-3-37 電話912-2305)

お知らせ

1

別居・離婚を経験した親子のために...

明石市に住む子ども達を支えます

面会交流を サポートします!

※面会交流...子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです



今さら連絡とりにくいなあ
お父さんはどうしてるの?

交流日程の連絡調整をサポートします
※経験豊富なスタッフがお手伝いします

交流当日はスタッフがお子様を引き合わせます

よかったね~
楽しかった!



多くの子どもは、父親にも母親にも愛されたいと願っています。面会交流は、その願いに応えるチャンスです。



まずは、
ご相談を!

※子ども・父・母の同意を確認したうえで、面会交流の支援を始めます

お知らせ

2

第2回 ワークショップ ~ FAITプログラムで考えよう ~

離婚後の子育てと子どもの気持ち



日時 平成28年
10月2日(日)
13時~15時50分
(16時~個別相談会)

場所 男女共同参画センター
会議室1・2 (アスピア明石北館7階)

対象

未成年の子どもがいて、離婚を考えている(離婚をした)父・母で、子どもまたは父・母が、明石市に在住または在学・在勤の方

参加費無料
※一時保育あり

内容

親の離婚は子どもにとっても大きな出来事です。「どうして?」「これからどうなるの?」子どもたちはいろいろな疑問や心配を抱えています。ワークショップでは、家族と子どもの専門家と一緒に、DVDを見たり話し合いをしながら、子どもの気持ちを大切に離婚後の家族のカタチを考えていきます。



FAITプログラムについてもっと知りたい方は
<http://fait-japan.com/> をご覧ください。